

養育費に関する公正証書等作成促進補助金のご案内

養育費は、子どもの健やかな成長のため、生活をささえる大切なものです。

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用等について補助する制度を実施しています。

内 容

養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、公正証書作成に係る公証人手数料、家庭裁判所の調定申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代の諸費用を補助します。(上限3万円)

対象者

申請時において、鎌倉市在住の、ひとり親家庭のお母さん又はお父さんで、次の条件をすべて満たすかた

- ① 養育費の取り決めについての経費を負担した者
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- ③ 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している者
- ④ 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で公正証書等作成に関する補助金等の交付を受けていない者

必要書類

鎌倉市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書に、以下の書類を添付して提出してください。

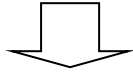
- ① 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ② 世帯全員の住民票の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- ③ 補助対象経費の領収書等
※宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名、領収印があるもの
- ④ 養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）
※公正証書（強制執行認諾約款付）、確定判決、調定調書等

申請方法

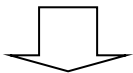
公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内にこども相談課にご申請ください。

手続きのながれ

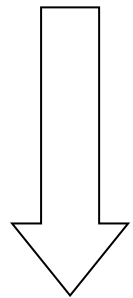
事前相談
(希望者のみ)



公正証書等の
作成・取得



申請手続き



支給決定

- ・希望する方に対して当該制度や養育費の取り決めについての相談をお受けします。
- ・ご予約の上、こども相談課へお越しください。

- ・公正証書を作成する場合には、公証役場にて手続きを行います。
※手続きについては、必ず公証役場までお問い合わせください。
- ・調定または裁判をした場合には、調定調書か確定判決を取得ください。

【必要書類】

- ・当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- ・補助対象経費の領収書等
※宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名、領収印があるもの
- ・養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）
※公正証書（強制執行認諾約款付）、確定判決、調定調書等

- ・支給決定通知書が送付され、指定した口座へ補助金が振り込まれます。

※ご注意ください※

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に申請が必要です。
期日を過ぎてからの申請はできません。

お問い合わせ
こども相談課 家庭支援担当（本庁舎1階42番窓口）
TEL：0467-61-3897（直通）